

〇令和3年度青森県交通安全対策会議名簿

令和3年9月29日現在

会 長				幹 事	
法第17条第2項（会長は都道府県知事をもって充てる）					
青森県知事 三村 申吾					
委 員				幹 事	
法第17条第3項 （次の各号に掲げる者をもって充てる）				施行令第5条第6号 （委員の属する機関の職員のうちから都道府県知事が任命する）	
区分	所 属	職 名	氏 名	職 名	氏 名
第1号 特定 地方 行政 機関	東北管区警察局	総務監察・広域調整部長	西村 郁 郎	総務監察・広域調整部広域調整第二課長	阿 部 哲 也
	東北総合通信局	総務部長	久保田昌利	総務部総務課長	松 田 洋 二
	青森労働局	局長	高 橋 洋	労働基準部監督課長	下 田 隆 貴
	東北経済産業局	総務企画部長	藤 岡 伸 嘉	総務企画部総務課長	齋 藤 芳 徳
	東北運輸局	総務部長	遠 嶋 孝 則	青森運輸支局首席運輸企画専門官	植 松 晋 一
	東北地方整備局	道路部長	小田原雄一	青森河川国道事務所道路保全課長	三 上 泰 光
	青森地方气象台	台長	小野寺 優	防災管理官	小田嶋孝一
第2号 教育 委員会	青森県教育委員会	教育長	和 嶋 延 寿	教育政策課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長	吉 田 忠 一 渡 部 泰 雄 伊 藤 明 徳
第3号 警察 本部	青森県警察本部	本部長	櫻 井 美 香	交通部長 交通企画課長 交通規制課長 交通指導課長 運転免許課長	関 重 雄 古 川 昭 治 高 橋 肇 佐 藤 文 徳 増 田 岳 樹
第4号 知事 部局	青森県	副知事	柏 木 司	環境生活部次長	松 岡 浩 美
	企画政策部	世界文化遺産登録推進室長	白 戸 明 子	交通政策課長 広報広聴課長	美濃谷邦康 齋 藤 桂 一
	環境生活部	部長	佐々木あつ子	県民生活文化課長 青少年・男女共同参画課長	館 栄 小 坂 秀 滋
	健康福祉部	がん・生活習慣病対策課長代理	舘 田 有 佳 子	医療薬務課長 高齢福祉保険課長 こどもみらい課長 障害福祉課長	若 松 伸 一 星 康 二 郎 最 上 和 幸 大 水 康 治
	農林水産部	部長	赤 平 次 郎	構造政策課長 林政課長 農村整備課長	蛭 名 芳 徳 及 川 正 顕 増 岡 宏 司
	県土整備部	部長	岡 前 憲 秀	道路課長 都市計画課長	米 田 均 今 井 健
	危機管理局	局長	橋 本 恭 男	消防保安課長	山 上 良 一
	企画政策部 健康福祉部	企画調整課長代理 こどもみらい課長代理	後 村 文 子 細 越 亜 起 子		
第6号 市町村 長消防 機関	青森県市長会 青森県町村会 青森県消防長会	会長 副会長 会長	小野寺晃彦 戸 田 衛 成 田 智	常務理事 常務理事兼事務局長 事務局長	相 馬 政 美 原 田 啓 一 千 葉 大
特 別 委 員				幹 事	
法第17条第4項 （特別の事項を審議させるため置くことができる）				施行令第5条第6号 （委員の属する機関の職員のうちから都道府県知事が任命する）	
施行令 第5条 第3号	東日本旅客鉄道(株)	盛岡支社長 秋田支社長	久 保 公 人 木 村 英 明	青森支店副支店長	吉 川 讓
	東日本高速道路株式会社	青森管理事務所長	那 知 上 美 裕	青森管理事務所管理担当課長	古 舘 隆

法：交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

施行令：交通安全対策基本法施行令（昭和45年政令第175号）